

専任を要する主任技術者の兼務について

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項に定める2以上の建設工事を同一の専任の主任技術者が管理できる場合の適用範囲については、下記のとおりとする。

1 兼務を認める工事の要件

同一の主任技術者が兼務できる工事は、2件までとし、次の要件をすべて満たす工事とする。

- (1) 2件の工事がともに垂井町発注の工事であること。
- (2) 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

○工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

- ・工事現場が隣接する場合（例：道路工事（橋梁）と河川工事（護岸））
- ・同一の河川、道路や敷地内で施工する場合

○施工にあたり相互に調整を要する工事

- ・資材の調達を一括で行う場合
- ・工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合
- ・現場発生土の流用や交通規制など工程調整が必要な場合
- ・工事用仮設道路等を共有している場合

- (3) 下記のいずれにも該当しない工事であること。

- ・垂井町低入札価格調査制度実施要綱に基づく低入札価格調査を行い、契約締結した工事
- ・共同企業体が施工する工事
- ・高度な技術を要する工事若しくは施工上相当の困難を伴う工事等として、案件公表時に主任技術者の兼務を認めない旨を明示した工事

- (4) 直近2ヶ年度における垂井町発注工事について、1件の工事が130万円以上の受注実績があること。

- (5) 他工事の監理技術者として従事していないこと。

2 兼務の申請及び回答

- (1) 受注者は、専任を要する主任技術者を兼務させようとする場合は、発注者に「専任を要する主任技術者の兼務申請書」を必要な書類を添えて申請し承認を得なければならない。
- (2) 発注者は、申請があった場合には、適正な施工に遺漏なきよう工事の難易度や諸条件を踏まえ、承認するか否かを判断し、速やかに申請者に回答するものとする。

3 兼務の取り消し等

- (1) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、主任技術者の兼務を取消し、受注者に「主任技術者兼務承認取消通知書」を通知する。
 - ・事後審査の結果、落札者と決定しなかった場合

- ・低入札価格調査の結果、契約を締結した場合
 - ・工事を兼任する主任技術者が、常に監督員と連絡が取れる体制を確保していない場合
 - ・安全管理や施工管理等、建設業法第26条の3に規定する技術者の職務が不十分であり、適正な施工の確保に支障をきたすと判断した場合
- (2) 受注者は、主任技術者の兼務を取り消された場合、速やかに新たな主任技術者（入札参加条件と同等以上の資格を有する者）を選出し、必要な書類を発注者に提出しなければならない。受注者が、新たな主任技術者を配置できない場合、垂井町競争入札参加資格に係る指名停止措置要領に基づき必要な措置を講じることがある。

4 その他

- (1) 主任技術者は、請負業者と直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係がある従業員であること。なお、雇用関係を証明できるものを求める場合がある。
- (2) 主任技術者等の詳細についての運用は、「監理技術者制度運用マニュアル」を適用する。
- (3) この取扱いは、主任技術者の配置に適用されるものであり、これにより現場代理人の常駐義務の緩和がされるものではない。